

会津若松市Uターン等移住給付金交付要綱

(令和5年6月23日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、県外から本市に移住した者が第3条に掲げる要件を満たした場合に、予算の範囲内においてUターン等移住給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号）その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 給付金の金額は、2人以上の世帯（以下「世帯」という。）の申請の場合にあっては100万円、単身世帯（以下「単身」という。）の申請の場合にあっては60万円とする。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、これに18歳未満の者一人につき100万円を加算した額とする。

(対象者要件)

第3条 給付金の交付の対象となる者は、会津若松市移住支援金交付要綱（令和5年3月30日決裁）に規定する会津若松市移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付の対象とならない者で、次に掲げる各号のうち、第1号に掲げる要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件を満たし、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たし、給付金の交付を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）とする。

- (1) 移住等に関する要件 次に掲げるア又はイの要件に該当し、かつ、ウに該当すること。
- ア Uターンの実践に関する要件 次に掲げる事項のすべてに該当すること。
- (ア) 申請者又はその配偶者が過去に5年以上、本市に在住していたこと。
- (イ) 本市に住民票を移す直前に、連続して5年以上福島県外に在住していたこと。
- イ 孫ターン等の実践に関する要件 次に掲げる事項のすべてに該当すること。
- (ア) 本市に住民票を移す時点において、申請者又はその配偶者の両親又は祖父母のいずれかが、本市に5年以上在住していたこと。
- (イ) 本市に住民票を移す直前に、連続して5年以上福島県外に在住していたこと。
- ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 令和5年4月1日以降に本市に転入したこと。
- (イ) 次条第1号の規定により給付金の交付対象者の登録に係る届出をする年度の末日時点における年齢が30歳以下であること。
- (ウ) 給付金の申請日から5年以上継続して市内に居住する意思を有していること。

- (エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (オ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (カ) 市が給付金を交付する対象者として不適当と認めた者でないこと。

(2) Fターン就業に関する要件

- ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 移住支援金の対象として、福島県が運営するマッチングサイト（Fターンサイト）に掲載している求人情報に応募し、就業したこと。
 - (イ) 勤務地が東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。以下同じ。）以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が、代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
 - (オ) 上記（ア）の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人情報が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - (カ) 当該法人に、給付金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ 専門人材の場合
福島県が実施するプロフェッショナル人材事業又は内閣府が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
 - (ウ) 当該就業先において、給付金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住したこと。
- イ 移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

次に掲げるア（ア）、（イ）、（ウ）又は（エ）のいずれかを満たす者で、かつ、イ（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかを満たす者で、市が本事業における関係人口であると認めるもの

ア 関係人口の対象範囲

- (ア) 福島県、市又は市の関係団体が主催又は参加した移住関連イベントに参加したもの
- (イ) 市等が運営する会員制の団体（ファンクラブ）等に登録しているもの
- (ウ) 市内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加しているもの
- (エ) 多拠点で生活しており、市を拠点の一つとしているもの

イ 就業要件等

- (ア) 福島県内の企業等に就業し、かつ、以下のaからcまでの要件を全て満たすこと。
 - a 週20時間以上の無期雇用契約であること。
 - b 就業してから5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - c 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (イ) 福島県内で新規に起業し、開業の届出をしていること。
- (ウ) 福島県内で就農していること。ただし、将来的な就農のための研修等を含む。

(5) 起業に関する要件 次条第2号の規定による交付申請時において、1年以内に福島県が県実施要領により実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ） 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が、同一世帯に属していたこと。
- イ 交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和5年4月1日以降に本市に転入したこと。
- エ 交付申請時において、申請者を含め2人以上の世帯員がいずれも、転入後3か月以上1年以内であること。
- オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第4条 申請者は、次の各号の区分に応じて、当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 納付金交付対象者登録の届出

Fターン就業者（前条第1号及び第2号、2人以上の世帯の場合にあっては第6号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあっては、マッチングサイトに掲載された求人の法人等に就業した日からおおむね3月以内に、テレワーク実施者（前条第1号及び第3号、2人以上の世帯の場合にあっては第6号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）及び関係人口（前条第1号及び第4号、2人以上の世帯の場合にあっては第6号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあっては、転入日からおおむね3月以内に、起業者（前条第1号及び第5号、2人以上の世帯にあっては第6号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあっては、県による起業支援金の交付決定後速やかにUターン等移住給付金交付対象者登録届出書（第1号様式）を提出すること。

(2) 給付金交付申請

申請者は、Fターン就業者にあっては、移住支援金の対象法人（以下「対象法人等」という。）に継続して3月以上在職した者であって、かつ市への転入後3月以上1年以内に、テレワーク実施者及び関係人口にあっては市への転入後3月以上1年以内に、起業者にあっては、起業支援金の交付決定日から1年以内であって、かつ、市への転入後3月以上1年以内に、Uターン等移住給付金交付申請書兼実績報告書（第2号様式）を提出しなければならない。この場合において、申請者は、前条第1号の要件を満たし、かつ、前条第2号から第5号までのいずれかを満たすとともに、2人以上の世帯の場合にあっては第6号の要件に該当することを証する次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(3) 交付申請時に必要となる書類

ア 共通事項

- (ア) 身分証明書（提示により本人確認ができる写真付きの書類）の写し
- (イ) 住民票の写し（世帯向けの金額を申請する場合には、申請者を含む世帯員全員分）
- (ウ) 本市に住民票を移す直前に、連続して5年以上福島県外に在住していたことを確認できる書類（住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し等。世帯向けの金額を申請する場合には、申請者を含む世帯員全員分）
- (エ) 給付金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名、本支店名、口座種類、口座番号、店番号、名義人名）を確認できるものに限る。）

イ Uターンの実践に該当する者の場合

- (ア) 申請者又はその配偶者が過去に5年以上、本市に在住していたことを確認できる書類（戸籍の附票の写し等）
- (イ) その他市長が必要と認める書類

ウ 孫ターン等の実践に該当する者の場合

- (ア) 申請者又はその配偶子者の両親又は祖父母のいずれかが本市に5年以上在住していたことを確認できる書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- (イ) 申請者又はその配偶子者の両親又は祖父母との関係を確認できる書類

(戸籍の写し等)

(ウ) その他市長が必要と認める書類

- エ Fターン就業の場合（前条第2号）の申請者のみ必要となる書類
就業証明書（第3号様式）（雇用形態、応募日等を確認できる書類）
- オ テレワークの場合（前条第3号）の申請者のみ必要となる書類
就業証明書（第4号様式）
- カ 関係人口の場合（前条第4号）の申請者のみ必要となる書類 関係人口である旨の申出書（第5号様式）
- キ 関係人口（就業）の場合（前条第4号イ（ア））のみ必要となる書類 就業証明書（第6号様式）
- ク 関係人口（起業）の場合（前条第4号イ（イ））のみ必要となる書類 開業届等、県内で起業したことが確認できる書類
- ケ 関係人口（就農）の場合（前条第4号イ（ウ））のみ必要となる書類 就農したことが確認できる書類
- コ 起業の場合（前条第5号）の申請者のみ必要となる書類 起業支援金の交付決定通知書

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条第2号の申請があったときは、その内容を審査し、給付金を交付することが適当であると認めるときは、速やかにUターン等移住給付金交付決定兼確定通知書（第7号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知する。

2 市長は、審査の結果、給付金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度におけるUターン等移住給付金の交付ができない場合は、その理由を付してUターン等移住給付金交付申請却下通知書（第8号様式）により申請者に通知する。

(給付金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、Uターン等移住給付金交付申請書兼実績報告書の提出があった日から3か月以内に給付金を交付する。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が交付決定の通知を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、Uターン等移住給付金交付決定通知書再交付願（第9号様式。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、速やかにUターン等移住給付金交付決定兼確定通知書（再交付）（第10号様式）により申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、Uターン等移住給付金給付事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 市長は、給付金の交付を受けた者が次の区分に掲げる要件に該当する場合には、当該給付金の全額又は半額に相当する額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請その他不正の手段により給付金の支給を受けた場合
- イ 給付金の申請日から3年に満たない期間において、市から転出した場合
- ウ 第3条第2号に規定するFターン就業に関する要件を満たす者にあっては、給付金の申請日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合
- エ 第3条第5号に規定する起業に関する要件を満たす者にあっては、起業支援の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

給付金の申請日から3年以上5年以内に市から転出した場合

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年4月1日以降に本市に移住をした者について適用する。